

## 先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

2018年7月17日改正  
株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	具体的対応	備 考
<p>1. 通常の取引証拠金</p> <p>a. 当日の清算値段等の取扱い<sup>*1</sup></p>	<p>(1) 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）がシステム障害により当日の清算値段等を正常な手段で確定・公表できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日採用する清算値段、清算数値及び清算価格（以下「清算値段等」という。）については、原則、以下のとおりとする（17時を目途に確定）。</li> <li>・ 先物取引については、通常どおりの決定方法<sup>*2</sup>により清算値段等を確定する。ただし、以下に掲げる先物取引の清算値段等については、業務方法書の取扱い第20条の8柱書のただし書を適用し、以下のとおりとする。</li> <li>・ ダウ・ジョーンズ工業株平均先物取引、台湾加権指数先物取引及びFTSE中国50先物取引については前日の清算数値を当日の清算数値として確定する。</li> <li>・ 日経平均ボラティリティー・インデックス先物取引については次の優先順位のとおり定めた値を当取引日の清算数値として確定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 当取引日における最終約定数値</li> <li>(b) 当取引日における呼値の状況等を勘案してクリアリ</li> </ul> </li> </ul>	<p>*1 オプション取引において、フレックス限月取引とその他限月取引は、それぞれ別にプランの適用要否を判断する。（従って、場合によってはフレックス限月取引のみ、その他限月取引とは異なる取り扱いとするケースが発生しうることとなるが、そのような場合には、クリアリング機構は通知により本コンティンジェンシー・プランの取り扱いの対象範囲を明確に示すこ</p>

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
<p>b. クリアリング機構からの連絡<sup>*3</sup></p>	<p>ング機構が定める数値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オプション取引については、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第2条柱書のただし書を適用し、前日の清算価格を当日の清算価格として確定する。</li> <li>・ クリアリング機構はシステム障害により16時を目途<sup>*4</sup>として当日の清算値段等の確定・公表が見込めない場合、先物・オプション取引に係る清算値段等の確定が遅延する旨を速やか（15時30分を目途<sup>*5</sup>）に、クリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCCサイト及びJPXウェブサイトにより清算参加者に連絡する。</li> <li>・ 上記「a. 当日の清算値段等の取扱い」に基づく当日の清算値段等については、確定次第、速やか（17時を目途）にクリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCCサイト及びJPXウェブサイトにより清算参加者に連絡する。</li> <li>・ 当日のSPANリスク・パラメーター・ファイルについては、当日の清算値段等の確定後、速やか（17時を目途）に配信し、その旨をクリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCCサイト及びJPXウェブサイトにより清算参加者に連絡する。</li> </ul>	<p>ととする。)</p> <p>*2 清算値段の決定方法については「先物・オプション取引に係る清算値段等の決定方法等」を参照のこと。</p> <p>*3 他社清算参加者は自らを指定清算参加者とする非清算参加者に連絡する。</p> <p>*4 オプション取引におけるフレックス限月取引に係る清算価格については16時15分を目途とする。</p> <p>*5 オプション取引におけるフレックス限月取引の清算価格の確定遅延の場合は16時を目途に連絡。</p>
<p>a. 当日のSPANリス</p>	<p>（2）クリアリング機構が当日のSPANリスク・パラメーター・ファイルを17時を目途として正常に作成できない場合<sup>*6</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日のSPANリスク・パラメーター・ファイル（アーリーファイ</li> </ul>	<p>*6 システム障害により当日の清算値段が確定してい</p>

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
<p>ク・パラメーター・ファイルの配信</p>	<p>ル) の作成はできているが、SPAN リスク・パラメーター・ファイル（ファイナルファイル）が作成できない場合、当日のアーリーファイルに対し、以下の情報の追加・修正を行ったファイルを当日の SPAN リスク・パラメーター・ファイル（ファイナルファイル）として配信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 当日のアーリーファイルに収録されていない銘柄に係る情報を、直近の SPAN リスク・パラメーター・ファイル（緊急取引証拠金計算時、日中取引証拠金計算時及び前営業日に配信した SPAN リスク・パラメーター・ファイルのうち最も直近に配信した SPAN リスク・パラメーター・ファイルをいう。以下同じ。）から取得し追加する。なお、直近のファイルから取得した先物取引に係る清算数値については、当日の値に修正する。</li> <li>❑ 当日のアーリーファイル固有の情報（ファイル名等）を当日のファイナルファイル固有の情報に修正する。</li> </ul> <p>・ 当日の SPAN リスク・パラメーター・ファイル（アーリーファイル）の作成ができない場合、直近の SPAN リスク・パラメーター・ファイルに対し、以下の情報の修正を行ったファイルを当日の SPAN リスク・パラメーター・ファイル（ファイナルファイル）として配信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 先物取引に係る清算値段・清算数値を当日の値に修正する。</li> <li>❑ 直近のファイル固有の情報を当日のファイナルファイル固有の情報に修正する。</li> </ul>	<p>ないことに起因する場合には「（1）クリアリング機構がシステム障害により当日の清算値段等を正常な手段で確定・公表できない場合」を参照。</p>

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
<p>b. 当日の証拠金所要額の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、クリアリング機構が「a. 当日の SPAN リスク・パラメーター・ファイルの配信」に基づき作成し、当日配信する SPAN リスク・パラメーター・ファイルを用いて清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額をクリアリング機構に申告し、クリアリング機構は清算参加者から申告を受けた各口座の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する<sup>*7*8</sup>。ただし、清算参加者、非清算参加者又は顧客が証拠金所要額を正しく計算できない場合又は当該申告額が適当でない場合は、当該口座に係る前日の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する。</li> <li>当日の 19 時 30 分頃に配信する証拠金所要額については一律前日の証拠金所要額とし、当日の 30 時頃（翌日の 6 時頃）に配信する証拠金所要額については上記のとおり清算参加者が申告した証拠金所要額を反映した証拠金所要額とする（証拠金所要額の申告を行わない口座については当日の 19 時 30 分頃に配信する証拠金所要額と当日の 30 時頃に配信する証拠金所要額は同一となる）。</li> </ul>	<p>*7 委託分の受入証拠金の計算における計算上の損益額の計算は当日の先物取引の清算値段を利用して行う。</p> <p>*8 クリアリング機構が適当と認める場合（清算参加者、非清算参加者又は顧客が PC-SPAN や SPAN のロジックをもとに当日の証拠金所要額を計算し、クリアリング機構に当日の 21 時までに Target-JSCC サイトに証拠金所要額を申告できる場合など）に限る。</p>
<p>c. 翌営業日の日中取引証拠金及び緊急取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>翌営業日における日中取引証拠金及び緊急取引証拠金については、直近の清算参加者自己分の証拠金所要額を適用する。</li> </ul>	

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
<p>証拠金の取扱い</p> <p>d. クリアリング機構からの連絡<sup>*3</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリアリング機構から下記の内容をメール、クリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCC サイト及びJPX ウェブサイトにより清算参加者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 16時時点で当日のSPAN リスク・パラメーター・ファイル（アーリーファイル）の作成が完了していない場合、その旨を16時過ぎに連絡し、16時15分時点で当日のSPAN リスク・パラメーター・ファイル（ファイナルファイル）の作成が完了していない場合、その旨を16時15分過ぎに連絡。</li> <li>□ その後、17時を目途に当日のSPAN リスク・パラメーター・ファイルが正常に作成できた場合は、直ちに当該ファイルをクリアリング機構ウェブサイト等から配信するとともに、当日の証拠金所要額の計算において当該ファイルを使用し、クリアリング機構が各口座に係る当日の証拠金所要額を計算・配信する旨を連絡。</li> <li>□ 一方、17時を目途として正常に当日のSPAN リスク・パラメーター・ファイルの作成が見込めない場合は、原則として、クリアリング機構が「a.当日のSPAN リスク・パラメーター・ファイルの配信」に従い、当日配信するSPAN リスク・パラメーター・ファイルを用いて清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する旨を16時45分を目途に連絡。併せて、SPAN リスク・パラメーター・ファイルをクリアリン</li> </ul> </li> </ul>	

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
	<p>グ機構ウェブサイト等から配信する。</p>	
<p>(3) SPAN リスク・パラメーター・ファイルはあるが 19 時以前の時点で証拠金所要額の計算ができない場合<sup>*9</sup></p>		
<p>a. 当日の証拠金所要額の取扱い</p> <p>b. 翌営業日の日中取引証拠金及び緊急取引証拠金の取扱い</p> <p>c. クリアリング機構からの連絡<sup>*3</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者は、クリアリング機構が当日配信する SPAN リスク・パラメーター・ファイルを用いて清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額をクリアリング機構に申告し、クリアリング機構は清算参加者から申告を受けた各口座の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する<sup>*7*8</sup>。ただし、清算参加者、非清算参加者又は顧客が証拠金所要額を正しく計算できない場合又は当該申告額が適当でない場合は、当該口座に係る前日の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する。</li> <li>・ 翌営業日における日中取引証拠金及び緊急取引証拠金については、直近の清算参加者自己分の証拠金所要額を適用する。</li> <li>・ クリアリング機構は下記の内容をメール及び Target-JSCC サイトにより清算参加者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 証拠金所要額の計算ができないことを検知した場合、クリアリング機構はその旨を速やかに連絡。</li> </ul> </li> </ul>	<p>*9 クロスマージン制度利用者の証拠金所要額取扱いについては、別紙「クロスマージン制度における障害発生時の対応及び証拠金所要額の取扱い」を参照のこと。</p>

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ その後、19時までに復旧の見込みがある場合、ポジション申告及びクローズアウト数量申告の時限を30分程度延長のうえ、当日計算する証拠金所要額を配信する旨を18時30分過ぎに連絡。</li> <li>❑ 一方、19時までに復旧の見込みがない場合、原則として、クリアリング機構が当日配信するSPANリスク・パラメーター・ファイルを用いて清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する旨を18時30分過ぎに連絡。</li> </ul>	
<p>(4) SPANリスク・パラメーター・ファイルはあるが29時40分時点で証拠金所要額の計算ができない場合<sup>*9</sup></p>		
<p>a. 当日の証拠金所要額の取扱い</p> <p>b. 翌営業日の日中取引証拠金及び緊急取引証拠金の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、19時時点の証拠金所要額を29時40分時点の証拠金所要額として適用する。ただし、清算参加者が、クリアリング機構が当日配信するSPANリスク・パラメーター・ファイルを用いて清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額をクリアリング機構に申告できる場合、当該額を当日の証拠金所要額として適用することができる<sup>*10</sup>。</li> <li>・ 翌営業日における日中取引証拠金及び緊急取引証拠金については、直近の清算参加者自己分の証拠金所要額を適用する。</li> </ul>	<p><sup>*10</sup> 当社が適当と認める場合（清算参加者、非清算参加者又は顧客がPC-SPANやSPANのロジックをもとに当日の証拠金所要</p>

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
		額を計算し、当社がその都度定める時間までに <b>Target-JSCC</b> サイトに証拠金所要額を申告できる場合など)に限る。
(5) 清算参加者がポジション申告又はクローズアウト数量申告を時限までにクリアリング機構に申告できない場合		
a. クリアリング機構への連絡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者はあらかじめ時限までに申告できない旨をクリアリング機構 (050-3361-1795) に連絡する。</li> <li>・ 清算参加者は、19時までにポジション申告ファイル又はクローズアウト数量申告ファイルの作成ができる場合、19時までに<b>Target-JSCC</b> サイトに当該ファイルを提出する。</li> <li>・ 一方、清算参加者は、19時までにポジション申告ファイル又はクローズアウト数量申告ファイルを作成できない場合、原則として29時40分までに正しいポジション申告又はクローズアウト数量申告を実施する。</li> </ul>	
b. 当日の証拠金所要額の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者が19時までに<b>Target-JSCC</b> サイトにポジション申告ファイル又はクローズアウト数量申告ファイルを提出した場合、クリアリング機構は、受領した当該ファイルに基づいて計算した証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用・配信する。</li> </ul>	



【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一方、清算参加者が、19時までにポジション申告ファイル又はクローズアウト数量申告ファイルを作成できない場合、原則として清算参加者が29時40分までに実施した正しいポジション申告又はクローズアウト数量申告に基づいて計算した証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用・配信する。</li> </ul>	
<p>(6) 証拠金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合<sup>*11</sup></p>		<p>*11 証拠金所要額割増額の計算結果のみに誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合については 1.(7)「証拠金所要額割増額の計算を行うことができない場合、計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合」参照。</p>
<p>a. 当日の証拠金所要額の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリアリング機構が清算参加者に通知した証拠金所要額について、当日の19時までに正しい額を再通知できる場合、当該再通知した証拠金所要額を適用する。</li> <li>一方、当日の19時までに正しい額を再通知できない場合には、原則として、当初クリアリング機構が清算参加者に通知した額を証拠金所要額として適用する。ただし、あらかじめクリアリング機構に連絡した上で、以下に掲げるいずれかの方法により、清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当日の SPAN リスク・パラメーター・ファイルを使って計算した額</li> <li>② 前営業日の SPAN リスク・パラメーター・ファイルを使って計算した額</li> <li>③ 前営業日の証拠金所要額</li> </ul> </li> <li>清算参加者が上記に基づいて計算した額を証拠金所要額とする場</li> </ul>	

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
<p>b. クリアリング機構からの連絡<sup>*3</sup></p>	<p>合には、原則として 21 時までクリアリング機構に Target-JSCC サイトにより当該証拠金所要額を申告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証拠金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれ強い場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して 18 時 30 分までにメール及び Target-JSCC サイトによりその旨を連絡する。</li> <li>・ その後、クリアリング機構が清算参加者に通知した証拠金所要額について、当日の 19 時まで正しい額を再通知できる場合、クリアリング機構から速やかに再通知した旨をメール及び Target-JSCC サイトにより清算参加者に連絡する。</li> </ul>	
<p>(7) 証拠金所要額割増額の計算を行うことができない場合、計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれ強い場合</p>		
<p>a. 当日の証拠金所要額の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者は、クリアリング機構が当日配信する取引証拠金所要額割増額の計算に係るファイルを用いて、清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額割増額をクリアリング機構に申告し、クリアリング機構は清算参加者から申告を受けた各口座の証拠金所要額割増額を当日の証拠金所要額割増額として適用する<sup>*12</sup>。ただし、清算参加者、非清算参加者又は顧客が証拠金所要額割増額を正しく計算できない場合又は当該申告額が適当でない場合は、当該口座に係る前日の証拠金所要額割</li> </ul>	<p>*12 当社が適当と認める場合（清算参加者、非清算参加者又は顧客が、クリアリ</p>

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
	増額を当日の証拠金所要額割増額として適用する。	ング機構が公表する証拠金所要額割増額の計算ロジックをもとに当日の証拠金所要額割増額を計算し、クリアリング機構に当日の21時までにTarget-JSCCサイトに証拠金所要額割増額を申告できる場合など)に限る。
(8) 参加者側端末又は回線に障害が発生している場合		
a. クリアリング機構からの連絡 <sup>*3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリアリング機構からメール等により証拠金所要額を通知する<sup>*13</sup>。</li> </ul>	<p>*13 取引所取引清算システム障害の場合は、クリアリング機構からメールにより、障害の内容に応じた対応方をその都度連絡する。 (他社清算参加者は非清算参加者に連絡する。)</p>

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項目	対応	備考
<p><b>2. 日中取引証拠金</b></p>		
<p>(1) クリアリング機構が日中取引証拠金所要額を計算できない場合</p>		
<p>a. 当日の日中取引証拠金所要額の取扱い</p> <p>b. クリアリング機構からの連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の清算参加者自己分の証拠金所要額を日中取引証拠金所要額として適用する。</li> <li>・ クリアリング機構から下記の内容をメール及び Target-JSCC サイトにより清算参加者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 11時30分時点で日中取引証拠金所要額計算が完了していないときには、その旨を11時30分過ぎに連絡。</li> <li>□ その後、12時までに日中取引証拠金所要額が計算できた場合には、直ちに当該所要額を配信するとともに、配信した旨を連絡。</li> <li>□ 一方、12時までに日中取引証拠金所要額が計算できなかった場合には、直近の清算参加者自己分の証拠金所要額以上の額を預託していただく旨を12時過ぎに連絡。</li> </ul> </li> </ul>	
<p>(2) クリアリング機構が通知した日中取引証拠金所要額に誤りがある又は誤りがあるおそれ強い場合</p>		
<p>a. 当日の日中取引証拠金所要額の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日の12時までに正しい日中取引証拠金所要額を再通知できる場合には、当該再通知した日中取引証拠金所要額を適用する。</li> <li>・ 一方、当日の12時までに正しい日中取引証拠金所要額を再通知でき</li> </ul>	

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項目	対応	備考
<p>b. クリアリング機構からの連絡</p>	<p>ない場合には、直近の自己分の証拠金所要額を日中取引証拠金所要額として適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日の 12 時までに正しい日中取引証拠金所要額を再通知できる場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して再通知後速やかにメール及び Target-JSCC サイトにより連絡する。</li> <li>・ 一方、当日の 12 時までに正しい日中取引証拠金所要額を再通知できない場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して 12 時過ぎにメール及び Target-JSCC サイトにより連絡する。</li> </ul>	
<p>(3) 日中取引証拠金所要額が清算参加者側で確認できない場合</p>		
<p>a. クリアリング機構からの連絡</p> <p><b>3. 緊急取引証拠金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引証拠金の預託が不足している清算参加者に対してのみ、メールにより当該不足額を連絡する。</li> </ul>	
<p>(1) クリアリング機構が緊急取引証拠金所要額を計算できない場合</p>		
<p>a. 当日の緊急取引証拠金所要額</p> <p>b. クリアリング機構か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の清算参加者自己分の証拠金所要額を緊急取引証拠金所要額として適用する。</li> <li>・ クリアリング機構から下記の内容をメール及び Target-JSCC サイトに</li> </ul>	

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項目	対応	備考
らの連絡	<p>より清算参加者に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 13時30分時点で緊急取引証拠金所要額計算が完了していないときには、その旨を13時30分過ぎに連絡。</li> <li>❑ その後、14時までに緊急取引証拠金所要額が計算できた場合には、直ちに当該所要額を配信するとともに、配信した旨を連絡。</li> <li>❑ 一方、14時までに緊急取引証拠金所要額が計算できなかった場合には、前日の清算参加者自己分の証拠金所要額以上の額を預託していただく旨を14時過ぎに連絡。</li> </ul>	
<p>(2) クリアリング機構が通知した緊急取引証拠金所要額に誤りがある又は誤りがあるおそれ強い場合</p>		
a. 当日の緊急取引証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日の14時までに正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できる場合には、当該再通知した緊急取引証拠金所要額を適用する。</li> <li>・ 一方、当日の14時までに正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できない場合には、直近の自己分の証拠金所要額を緊急取引証拠金所要額として適用する。</li> </ul>	
b. クリアリング機構からの連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日の14時までに正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できる場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して再通知後速やかにメール及びTarget-JSCCサイトにより連絡する。</li> <li>・ 一方、当日の14時までに正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できない場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して14時過ぎ</li> </ul>	

【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

項目	対応	備考
	にメール及び Target-JSCC サイトにより連絡する。	
(3) 緊急取引証拠金所要額が清算参加者側で確認できない場合		
a. クリアリング機構からの連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引証拠金の預託が不足している清算参加者に対してのみ、メールにより当該不足額を連絡する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>	

- \* このプランは、従来、株式会社東京証券取引所において定められていた「証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プラン」について、東証先物・オプション取引に係る清算機関の変更（2004年2月2日）に伴う所要の改正を行い、クリアリング機構が制定したものです。
- \* 2006年1月30日に清算システムのリプレースに伴い、所要の改正を行っています。
- \* 2007年1月22日にコンティンジェンシー・プラン発動時の「委託分の受入証拠金の計算における計算上の損益額の計算における清算値段の取扱い」に関する明確化等を行っています。
- \* 2009年10月5日に東証オプション売買システム Tdex+の稼働に伴い、当日の SPAN リスク・パラメーター・ファイルの配信が後倒しとなることから、前日の SPAN リスク・パラメーター・ファイルを使用する連絡時限・判断時限の後倒し等を行っています。
- \* 2013年7月16日の株式会社大阪証券取引所との清算機関統合により、所要の改正を行っております。
- \* 2014年11月25日の清算システム機能の統合に伴う変更により、所要の改正を行っております。
- \* 2015年9月24日のクロスマージン制度の導入に伴う変更により、所要の改正を行っております。
- \* 2017年5月29日にシステム障害等の発生により当日の清算値段等を正常な手段で確定・公表できない場合における当日の清算値段の決定方法や SPAN リスク・パラメーター・ファイルの作成方法に係る対応方針の整備等を行うことに伴い、所要の改正を行っております。

**【文書番号5】先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて**

- \* 2018年2月13日のデリバティブ清算刷新プロジェクト稼働に伴う変更により、所要の改正を行っております。
- \* 2018年6月25日に株式会社大阪取引所において、オプション取引におけるフレックス限月取引が導入されることに伴い、所要の改正を行っております。
- \* 2018年7月17日に株式会社大阪取引所において、インド Nifty50 先物取引が上場廃止となることに伴い、所要の改正を行っております。



## クロスマージン制度における障害発生時の対応及び証拠金所要額の取扱い

障害内容	時間/ イベント	対応	先物・オプション取引に係る 証拠金所要額の取扱い	金利スワップ取引に係る 証拠金所要額の取扱い
1. クリアリング 機構側のシステム 障害により、 17:30 時点でク ロスマージンの 申請・承諾処理を 開始できない場 合	17:30 過ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアリング機構は、クロスマージンの申請・承諾処理を開始することができない旨を、クロスマージン申請者である国債先物等清算参加者（以下「XM清算参加者」という。）に連絡する*1。</li> <li>・クリアリング機構は、クロスマージンの申請・承諾処理を開始することができない旨を、E-mail 等によりクロスマージンの承諾者である金利スワップ清算参加者（以下「XM承諾参加者」という。）に連絡する。</li> </ul>		
	18:30 までに 障害復旧した 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスマージンの申請時限を 19:20 まで、申請が行われたポジションに対する承諾時限を 19:30 まで延長する。</li> <li>・クリアリング機構は、翌営業日の 6:00 を目途に取引所取引清算システムを通じてXM清算参加者の各口座に係る証拠金所要額を通知する。</li> <li>・クリアリング機構は、障害からの復旧後、上記の旨を直ちにXM清算参加者に連絡する*1。</li> <li>・クリアリング機構は、20:30 を目途にOTC清算システムを通じて金利スワップ取引に係る当初証拠金所要額を通知する。</li> <li>・金利スワップ取引に係る清算基金所要額の算出日においては、21:30 を目途にOTC清算システムを通じて清算基金所要額を通知する。</li> <li>・クリアリング機構は、障害からの復旧後、金利スワップ取引に係る当初証拠金所要額及び清算基金所要額の通知に関して</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・XM清算参加者の各口座に係る証拠金所要額については、クロスマージン申請数量を考慮した所要額を適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスマージン制度利用者の当初証拠金所要額については、クロスマージン申請数量を考慮した所要額を適用する。</li> </ul>

障害内容	時間/ イベント	対応	先物・オプション取引に係る 証拠金所要額の取扱い	金利スワップ取引に係る 証拠金所要額の取扱い
		E-mail 等により XM 承諾参加者に連絡する。		
	18:30 時点で 障害から未復 旧の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日のクロスマージンの申請・承諾は行えないものとし、クリアリング機構は、右記の取扱いとする旨を XM 清算参加者に連絡する*1。</li> <li>・金利スワップ取引に係る清算基金所要額の算出日においては、原則として直近の清算基金所要額を適用するものとし、クリアリング機構は、その旨を E-mail 等により XM 承諾参加者に連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ XM 清算参加者の各口座に係る証拠金所要額については、クロスマージン申請予定数量を考慮せずに算出された所要額を適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスマージン制度利用者の当初証拠金所要額については、クロスマージン申請予定数量を考慮せずに算出された証拠金所要額を適用する*2。</li> </ul>
2. クロスマージンの申請・承諾終了後、取引所取引清算システムの障害により、XM 清算参加者の各口座に係る証拠金所要額を計算できない場合	19:00 目途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアリング機構は、右記の取扱いとする旨を XM 清算参加者に連絡する*1。</li> <li>・クリアリング機構は、右記の取扱いとする旨を E-mail 等により XM 承諾参加者に連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ XM 清算参加者の各口座に係る証拠金所要額は、「先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プラン」1. (3) a. の取扱いに従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスマージン制度利用者の当初証拠金所要額当該については、クロスマージン申請数量を考慮した所要額を適用する。</li> </ul>
3. クロスマージンの申請・承諾終了後、OTC 清算システムの障害により、金利スワップ取引に係るの当初証拠金所	19:30*3 目途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアリング機構は、右記の取扱いとする旨を XM 清算参加者に連絡する*1。</li> <li>・クリアリング機構は、クロスマージン申請数量を考慮した当初証拠金所要額を計算できない旨を、E-mail 等により XM 承諾参加者に連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ XM 清算参加者の各口座に係る証拠金所要額については、クロスマージンの申請数量を考慮した所要額を適用する。</li> </ul>	
	翌営業日の 9:00 までに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアリング機構は、障害からの復旧後、OTC 清算システムを通じて直ちに金利スワップ取引に係る当初証拠金所要額</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスマージン制度利用者の当初証拠金所要額</li> </ul>

障害内容	時間/ イベント	対応	先物・オプション取引に係る 証拠金所要額の取扱い	金利スワップ取引に係る 証拠金所要額の取扱い
要額を計算できない場合	障害復旧した場合	を通知するとともに、当該配信を行った旨を E-mail 等により XM承諾参加者に連絡する。		については、クロスマージン申請数量を考慮した所要額を適用する。
	翌営業日の 9:00 までに 障害から未復 旧の場合	・金利スワップ取引に係る清算基金所要額の算出日においては、原則として直近の清算基金所要額を適用するものとし、クリアリング機構は、その旨を E-mail 等により XM承諾参加者に連絡する。		・クロスマージン制度利用者の当初証拠金所要額 当該については、クロスマージン申請数量を考慮せずに算出された所要額を適用する*2。

\*1 クリアリング機構は、メール及び T a r g e t - J S C C サイトにて連絡を行う。また、クロスマージン申請者である他社清算参加者は当該内容をクロスマージン制度を利用している非清算参加者に連絡することとする。

\*2 ただし、直近で適用された、クロスマージンを考慮して算出された金利スワップ取引に係る当初証拠金所要額の方が少ない場合には、その金額の預託をもって、証拠金が充足されたものとして扱う。

\*3 クリアリング機構が 1. のケースにおいてクロスマージンの申請・承諾時限を延長した場合は 20:30 目途。